

# 入札公告

琉球大学において、下記のとおり物品購入について一般競争入札に付します。

## 記

### 1. 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品及び数量 多局所網膜電位図刺激装置(購入) 別紙仕様書のとおり  
(2) 納入期限 令和3年9月30日  
(3) 納入場所 琉球大学病院  
(4) 入札方法について

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2. 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 国立大学法人琉球大学会計実施規程第14条の規定に該当しない者であること。  
(2) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）において令和3年度（平成33年度）に九州・沖縄地域の「物品の販売」のA、B、C又はD等級に格付けされている者であること。  
(3) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明したものであること。

### 3. 入札書の受領期限及び場所

令和3年7月9日（金）17時00分  
琉球大学上原キャンパス事務部管理課調達第一係

### 4. 入札執行の日時及び場所

令和3年7月29日（木）11時00分 琉球大学医学部管理棟小会議室

### 5. 契約条項・仕様書等を示す場所

沖縄県中頭郡西原町字上原207番地  
国立大学法人琉球大学上原キャンパス事務部管理課調達第一係（担当：小浜）  
TEL 098-895-3331 (2122) FAX 098-895-1091

6. その他

(1) 入札保証金及び契約保証金は免除する。

(2) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(3) 契約書作成の要否

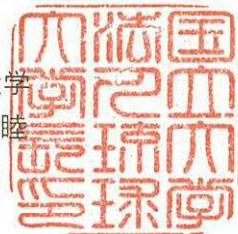
契約締結にあたっては、契約書を作成するものとする。

(4) その他

詳細は、入札説明書による。

令和3年6月28日

国立大学法人琉球大学  
学長 西田 晴



仕様書  
多局所網膜電位図刺激装置一式

国立大学法人琉球大学

2021年6月

## I 仕様書概要

### 1. 調達の背景および目的

網膜電位図はものを見たり光刺激を受けたりしたときに網膜や視神経等に発生する弱い電位を検出する検査です。網膜の活動電位を記録する網膜電図検査(ERG)、網膜各所を記録する多局所網膜電位図(VERIS)、視神経や脳が発する脳波を測定する視覚誘発電位検査(VEP)などがあり、網膜全体の機能、網膜局所の異常、錐体細胞の異常、桿体細胞の異常、視神経や脳のものを見る機能や異常などを調べることができ、網膜色素変性症、黄斑ジストロフィーなどの診断、原因不明の視力低下や高度の白内障や硝子体混濁で網膜が視認できない症例の網膜機能を調べるのにも有用です。今回の調達物品を備えている施設は少なく、高度医療及び地域医療の担い手として、離島を含め県内各地からの患者さんに対応するためにも当該物品を調達するものとする。

### 2. 調達物品及び構成内容

多局所網膜電位図刺激装置セット 一式

(内訳)

#### 1. 多局所網膜電位図刺激装置

1-1 網膜電位図 (ERG, VERIS, VEP)	1式
1-2 電動光学台	1台
1-3 角膜電極	2セット
1-4 皮膚電極	2セット

#### 2. 画像解析・データ管理専用パソコンユニット

以上の搬入、据付、配管、配線、調整等を含む。

### 3 技術的要件の概要

1. 本調達物品に係る性能・機能及び技術等（以下「性能等」という。）の要求要件（以下「技術的要件」という。）は別紙に示すとおりである。
2. 技術的要件はすべて必須の要求要件である。
3. 必須の要求要件は本学が必要とする最低限の要求要件を示しており、入札機器の性能等がこれを満たしていないとの判断がなされた場合には、不合格となり、落札決定の対象から除外する。
4. 入札機器の性能等が技術的要件を満たしているか否かの判定は、本学技術審査委員会において、入札機器に係る技術仕様書を含む入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。

### 4 その他

#### 1. 仕様に関する留意事項

- 1) 提案する機器は、入札時点での商品化されていることを原則とする。ただし、入札時点に商品化されていない物品で応札する場合は、技術的要件を満たすことが可能な旨の説明書、開発計画書、納期に間に合うことの根拠を十分に説明できる資料及び確約書等を提出すること。

- 2) 入札後、モデルチェンジ等の事由が発生した場合には、本学と協議のうえ、最新の機種を納入すること。
- 3) 入札機器に備えるべき技術的要件で示す「できること」、「有すること」、「可能であること」等の仕様については、納入時点において全て実現していること。

## 2. 提案に関する留意事項

- 1) 提案機器が本仕様書の要求要件をどのように満たすか、あるいはどのように実現するかを要求要件ごとに具体的かつわかりやすく、資料等を添付し参考すべき箇所を明示する等して説明すること。(要求要件と提案機器に係る性能等を、対比表を作成して示すこと)。参照すべき箇所が、メーカーの仕様書、説明書、カタログ等である場合は、表中に参考資料番号を記入すると共に、資料中にアンダーラインを付したり、色付けしたり、余白に大きく矢印を付したりすることによって当該部分を明示すること。従って、審査するに当たって提案の根拠が不明確、説明が不十分で技術審査に重大な支障があると本学技術審査委員会が判断した場合は、要求要件を満たしていないものとみなす。
- 2) 提案された内容等について、問い合わせやヒアリングを行うことがある。
- 3) 提出資料等に関する照会先を明記すること。

## II 調達物品の備えるべき技術的要件

### (性能・機能に関する要件)

- 1 多局所網膜電位図刺激装置は下記の要件を満たすこと。
  - 1-1 網膜電位図検査(以降 ERG 検査)、視覚誘発電位検査(以降、VEP 検査)が行えること。
  - 1-2 ERG 検査は、フラッシュ ERG 検査、錐体 ERG 検査、および桿体 ERG 検査が行えること。
  - 1-3 刺激装置は多局所網膜電位図検査(以降、多局所 ERG 検査)が行えること。
  - 1-4 エレメント形状は六角形であり面積の単位は、角度の 2 乗 [deg<sup>2</sup>] で表示されていること。
  - 1-5 検査部位数は 35~40 か所と 60~65 か所(皮膚電極は 15~20 か所)から選べること。
  - 1-6 測定範囲は 40 度前後で複数部位の局所の錐体 ERG 検査が行えること。
  - 1-7 交流ハムノイズ除去フィルターを装備していること。
  - 1-8 ERG 検査およびフラッシュ VEP 検査は、白色光による刺激が行えること。
  - 1-9 パターン VEP 検査視角は、縦、横共に 20 度以上であること。
  - 1-10 フラッシュ VEP 検査の刺激頻度は、2Hz であること。
  - 1-11 寸法・重量の各幅、奥行き、高さは、VEP 用パターン刺激ディスプレイ (400×400×500) mm 以内  
電動光学台 (450×750×845) mm 以内、絶縁トランス (200×300×200) mm 以内であること。
  - 1-12 ディスプレイユニットは制御用 USB ケーブル、トリガケーブルを有すること。
  - 1-13 絶縁トランスの最大定格出力は 300VA であること。
- 2 画像解析・データ管理専用パソコンユニットは下記の要件を満たすこと。
  - 2-1 電気生理検査 mfERG 検査ソフトウェアが搭載され、機能すること。
  - 2-2 搭載ソフトウェアは、データベース機能を有していること。
  - 2-3 検査結果解析ソフトが搭載され機能すること。
  - 2-4 検査結果解析ソフトは 3Dplot を有し、応答密度の設定変更が行えること。
  - 2-5 眼底写真や視野図と多局所 ERG (mfERG) 波形の合成が出来、結果表示が行えること。
  - 2-6 ノートパソコンの OS、寸法各幅、奥行き、高さは、OS-Windows 10, 15.6 インチ (400×250×35)  
mm 以内であること。

(性能・機能以外に関する要件)

- 1 本調達には本学病院が指定したシステムへの接続費用の全てを含めること。接続にあたり追加費用の請求は、一切認めないものとする。
- 2 機器の納入後1年以内に納入業者の責任による欠陥が生じた場合には、指定する日時までに修理または代品を納品するものとする。また、納品後1年間は、通常の使用により故障した場合の無償修理に応じること。
- 3 設置場所は、本学病院が指定した場所に設置すること。
- 4 搬入に際しては、壁、床、エレベータ等傷つけぬように注意し、搬入すること。損傷が発生した場合には、納入業者の責任において補修・修理もしくは原状回復をすること。
- 5 既存機器については、本学病院職員の指示により供給者の責任で撤去すること。
- 6 供給者は物品設置の際に点検、調整および試運転を行い、本学使用者に十分に説明の後、引き渡すこと。
- 7 搬入、設置、配線、調整などに要する費用は供給者の負担とすること。
- 8 夜間、休日にかかわらず24時間体制の連絡網を確立し、障害発生時には、復旧の連絡を受けてから、24時間以内に現場で対応すること。
- 9 機器に担当者名と緊急連絡先を表示すること。
- 10 機器の取り扱いに関する教育訓練は、本学病院との協議の上、指定する日時、場所で行なうこと。
- 11 本装置の説明書、操作マニュアルは日本語版を各3部提供すること。
- 12 納入する機器等に係る情報等を、本学が指定するテンプレートに入力のうえ提出すること。  
また、可能な限り、機器に関する資料（パンフレット等）についてもデータで提出すること。